

多摩市障がい者差別解消条例検討市民委員会 令和元年度第6回 会議録

日 時	令和元年 11 月 5 日 (火) 18:30~20:30	場所	多摩市役所 301 会議室
出 席 者 (敬 称 略)	委員 ※敬称略	小川、須崎、奥田、市川、大石、高橋、折笠、瀬尾、中原、川崎、永井	
	障害福祉課 (事務局)	阿部市長、小野澤部長、松本課長、田島課長、五味田係長、相良主査、 曾山主査、鈴木主査、神長主事、後藤主事	
欠 席 者	委員 ※敬称略	木村、田川、佐藤	
記 録 者	事務局		
項 目	開会 1.(仮称)多摩市障がい者差別解消条例の素案について 2.(仮称)多摩市障がい者差別解消条例のタイトルについて 閉会		
	詳細		
開会	<p>【委員長】</p> <p>これより第 6 回多摩市障がい者差別解消条例検討市民委員会を始める。今回の目標は、条例素案について意見を出し尽くしていただくということ。次第 1.多摩市障がい者差別解消条例の素案について協議する前に、今後のスケジュールを確認する。事務局から説明をいただきたい。</p> <p>【事務局】</p> <p>次第中央部、今後のスケジュールをご覧ください。</p> <p>11 月は本日 5 日に差別解消条例検討市民委員会を開催後、今月中に自立支援協議会の権利擁護専門部会、市の庁内委員会、多摩市地域自立支援協議会全体会の開催を予定している。そちらで今日議論していただく条例素案について意見をいただき、12 月 4 日の第 7 回差別解消条例検討市民委員会で、素案の最終確認をする予定。</p> <p>その後 12 月中旬から 1 月中旬にかけてパブリックコメントを行う。2 月中に庁内委員会、多摩市地域自立支援協議会全体会、権利擁護専門部会を開催し、2 月 26 日の第 8 回差別解消条例検討市民委員会で原案確定をしていただきたいと思いますと考えている。</p> <p>今年度中、3 月議会に条例の上程をしていく予定で当初進めていたが、パブリックコメントの期間を十分にとること、パブリックコメントの終了後に庁内や各委員会の方と調整する時間を十分に確保することを考慮し、丁寧慎重に進めていくために来年度の 6 月議会の上程を目指していきたいと考えている。</p> <p>差別解消条例検討市民委員会については今年度中までの開催とさせていただき、2 月 26</p>		

<p>1.(仮称)多摩市障がい者差別解消条例の素案について</p>	<p>日の委員会で原案までを固めていただきたい。説明は以上。</p> <p>【委員長】</p> <p>ありがとうございました。12月の4日に第7回市民委員会が予定されているが、この日は素案の最終確認の予定なので、議論については今日でおおむね終了したい。今日の議論に基づいて権利擁護専門部会、庁内委員会、多摩市地域自立支援協議会で意見をいただくという流れ。</p> <p>それでは検討に入っていく。次第 1. (仮称) 多摩市障がい者差別解消条例の素案について事務局から説明をいただきたい。</p> <p>【事務局】</p> <p>資料3ページ、資料1をご覧ください。</p> <p>今回は前回の委員会から修正をしているところを主に説明する。資料でポップ体※で書かれている部分が修正箇所。量が多いので章ごとに区切り、事務局の説明の後に質問、意見等をいただきたい。また、先ほど今回の委員会の獲得目標は「素案について意見を出し尽くす」とさせていただいたが、もし今日の委員会の中で出し切れなかった意見などがあれば1週間ほど時間をとり、メール等で意見を受け付けることを考えている。</p> <p>それでは資料の説明に入る。まず、前文と第1章をまとめて説明する。</p> <p>前文については前回と同じものを掲載している。※に書いている通り、「文章の要点がわかりづらい」と庁内委員会で指摘があったこと、手話言語コミュニケーションについても前文に入れ込むことを理由にただ今調整中。修正版が未完成のため、前回と同じものを掲載しているが、11月の権利擁護専門部会で修正版をもう一度議論していただく予定。</p> <p>続いて第1章。第1条 目的。前回の委員会において委員より「1文が長くてわかりにくい」と意見をいただいたため、若干短くなるように修正。</p> <p>第2条(2) 差別の定義について。今まで差別については不当な差別的取り扱いをすることのみであったが、「合理的配慮の不提供も差別である」と庁内委員より意見があったのでこちらの表現を修正。第6条の条文だけを見ると、差別は不当な差別的取扱いをすることのみという内容になるが、条例全体を見ると、合理的配慮の不提供も含めた考えの方がより適していると考え、差別の内容を変えた。第6条については第3章にて詳しく説明するが、「差別及び虐待をしてはならない」の箇所を「不当な差別的取扱いをしてはならない」と言い回しを修正した。</p> <p>(3) 不当な差別的取扱いの定義。こちらも市民委員会委員よりわかりにくいという意見をいただいたため、若干短く、文言を修正した。</p> <p>(4) 合理的配慮の定義。今まで「意思の表明があった場合において」としていたが、障がいのある方から意思の表明があった場合に限らないよう、「意思の表明があった場合において」という文言を定義から削除した。また、庁内委員会委員より「社会通念上相当と認められる範囲」という表現が人によって捉え方が曖昧になるという意見をいた</p>
-----------------------------------	--

だき、「過度な負担が生じるものを除く」という表現にまとめている。合理的配慮については第7条のところでも説明をさせていただく。

(5) 社会的障壁の定義。前回、委員より「事物、制度、慣行、観念」の表現がわかりにくいと意見をいただいた。他市の例も確認したが、他の言い方をしている市が新座市のみであり、こちらを参考にしてもあまりわかりやすくないということ、新しく他の文言に言い換えたときに「事物、制度、慣行、観念」の内容を狭まった意味に捉えてしまう恐れもあることを理由に今回はこのままとさせていただく。

(6) 市民の定義。「市内に訪れる者」も定義に入れていたが、今回こちらを削除した。理由としては、訪れる者も含めて差別をしてはいけなないと考えていたが、理解啓発などについても市民に対して進める際に、訪れる者に対しても求めるということは困難であるため、一般的な市民の定義に戻している。第6条 差別の禁止のところでは主語が「何人も」となっているので、通行人も含めると考えている。

(8) 建設的な対話について。条文を通して第7条2項(3)の1回しか出てこない言葉のため条文中で説明し、定義からは削除した。

(9) 共生社会の定義。第1条の条文の中で説明しているため、定義からは削除した。第1章の修正箇所については以上。

【委員長】

区切りながら検討していく。前文は事務局の説明の通り、修正案が権利擁護専門部会へ出されるとのことなので、第1章に絞って検討いただく。何か意見はあるか。

【委員】

意味が同じなのに場所によって違う言葉を使っているところに疑問を持っている。意味が同じものについて同じ表現を使った方がいいのではないかと。皆が簡単に理解できるような文章を作ることが大切。条文も前文も基本的に皆がわかりやすいものが良い。障がい者が理解できないような文章をつくっても仕方がない。紙に書いたり、手話で説明できるような差別解消条例が良いと考え提案した。工夫をしていただきたい。

また、市民の定義について。訪れる人の中にも障がい者は居る。その人に対しても差別を解消するという話があった方がいいと思う。

【委員長】

この先議論を進めていく中で、「この言葉については少し工夫が必要だ」という点があればご指摘いただきたい。

市民の定義にて「訪れる者」を削除したが、もう一度事務局から理由を説明してほしい。

【事務局】

6ページ(6)市民についてももう一度説明をする。前回は「訪れる者」を含んでいたが、今回は削除した。第6条 差別の禁止にて訪れる者も含めて差別をしてはならないとい

うことで、「訪れる者」を入れていたが、条文全体を見返すと、理解啓発の取り組みなどについても市民が対象となっている。そこで「訪れる者」も市民に含めると考えると、理解啓発、共生社会の実現に向けた取り組みを訪れる方にも行うこととなる。市民に対して力を入れてやっていたことを、訪れる者も含めるとそこまで取り組みができなくなってしまうといったこともあり、今回は市民の定義からは「訪れる者」を削除した。

【委員長】

以上のような説明で良いか。

その他何か意見があればいただきたい。

(特に意見なし)

では全体の整合性の中で疑問が生じれば戻って検討して構わないので、先に進めさせていただく。第2章について説明をお願いします。

【事務局】

資料7ページ第2章をご覧ください。

第3条 基本理念について。下線部「多摩市を差別のないまちにするため」という文言を追加した。庁内委員会委員より大前提として入れなくて良いのかと意見があり、こちらに追加をさせていただいた。

第3条(3)について、障がい者が個々に応じた合理的配慮が当たり前のまちになるよう、障がい者一人ひとりの生きづらさや思いがあることを理解し、それぞれの責務を果たすことといった内容に整理した。

(4)について、将来の世代にも継承することという内容の文章であるが、少し内容を整理し、趣旨がわかりやすくなるように文章を修正した。

続いて第4条 市の責務について。第2項について、内容がわかりづらかったため若干修正した。詳しくは、「第4章に掲げる理解啓発の取組みを実施すること、障がい者に対して合理的配慮について理解を深められるよう施策を講じる」という内容で入れていたが、「障がい者自身の人権が保障されること」「合理的配慮を求めることができることについても理解が深められるよう理解啓発に努めること」という内容で文章を補足し、わかりやすくなるように修正した。

第3項について、前回は「一人ひとりの障がい者と向き合う」という表現であったが、庁内委員会委員より表現が少し曖昧であると意見をいただき、「一人ひとりの障がい者の背景、心情等の理解に努め、個々の状況に応じた対応をするものとする」という表現に修正した。

第2章については以上。

【委員長】

ありがとうございました。第2章は文章表現がかなり工夫された。何か意見はあるか。

(特に意見なし)

第2章第3条 基本理念には「多摩市を差別のないまちにするため」ということで明確な一文が入った。第3条(3)(4)は文章が本当に整理された。この委員会で議論してきた「法律上の差別だけではなく、障がいのある人の生きづらさや困難等をきちんと理解して、法律上の差別の問題だけでなく全体的に配慮ができるまちづくりをする」ということがうまく表現されたように思う。(4)もかなり文章が整理され、よりクリアになった。

第4条の2は主語と対象が明確に整理されたと思う。障がいのある人、市民、事業者に対して理解啓発に努めるということがより明確に整理されたと思う。

第4条の3は「向き合う」という表現について、かなり工夫した表現になった。

全体の文章表現上で大きな内容の変更はないかと思うが、何か意見はあるか。

気になるところがまたあれば、後ほどご指摘をお願いします。それでは第3章に進む。

【事務局】

資料9ページ第3章をご覧ください。

第1節のタイトルは「差別の禁止等」に変更し、虐待を除いている。第6条は、先ほど第2条の定義でも話をしたが、「差別及び虐待の禁止」ではなく「不当な差別的取扱いの禁止」という表現に変更している。第2条の差別の定義にて合理的配慮の不提供も追加したため、「差別をしてはならない」という表現では市民にも合理的配慮を義務化するように読めてしまうため、ここでは「不当な差別的取扱いをしてはならない」という表現に変えた。

合理的配慮については第7条で規定をしている。

虐待について。障がい者虐待とまでは言えるかわからないが、発信が難しい人に対しても人権が保障され、差別がないようにするため虐待についても入れていたが、もう一度見直しをしたところ、虐待について入れるとなると第6条だけでは整理しきれないため、この度条文から削除した。虐待防止法で言う虐待とは、主語が「擁護者」「施設の従事者」「使用者」。第6条の主語は「何人も」である。差別は「何人も」が主語になるが、虐待は「何人も」が主語にはならない。虐待も条文に含める場合、主語の整理が必要になり、今回は条文から除いている状況。

第7条 合理的配慮の提供について。先ほど第2条の定義のところでも少し触れたが、「障がい者から意思の表明があった場合において」という文言を第7条に追加した。第7条については「合理的配慮をしなければならない」という義務規定になっており、意思の表明があった場合には、国の方でも義務になっている。ただ、「意思の表明がなくても配慮が必要なことについて明白な場合には自主的に取り組むことが望ましい」と国の方からも出ている。したがって、この条例全体で使っている「合理的配慮」は「意思の表明がなくても行うべきもの」としてであるが、第7条については義務規定であるため「意思の表明があった場合において」という限定をしている。

第7条第2項について。文章が第1項と重複している部分があったので、趣旨が伝わるように修正した。

第2項(3)について。建設的な対話について、先ほど第2条の定義で「1度しか出てこない言葉なので定義から削除した」と説明した。第7条2項(3)には言葉の説明も含めて条文を修正した。「合理的配慮の提供に過重な負担が生じる場合や速やかに提供することが困難な場合には、代替措置の選択も含めて障がい者と双方による建設的な対話を行い、相互に納得ができる結論が得られるよう努めること」という内容。

前回、第5項の後に第6項として「障がい者からの発信について入れられないか」と事務局から提案をした。所沢市の例を引用して提示したが、庁内で再度検討をしたところ、「障がいのある方に発信を求めるといよりも周りが気付けるように障害理解を促す」「障がいのある方が発信しやすい環境を作っていく必要がある」という結論に至り、条文にこの趣旨は加えないことにした。

続いて第2節 差別の相談体制について。

第8条第2項(1)について、前回市民委員より、相談を受けたときになるべく早く動く旨を入れてほしいという意見をいただいたため、「迅速な確認及び調査」と加えている。また、市民へのフィードバックについては(2)の「必要な助言及び情報提供」に入ると考えている。

第8条第4項について。「相談支援事業者」という書き方をしていたが、少し定義が曖昧だということで、障害者総合支援法の条文を参考に具体的に掲載している。

第3節 障がい者差別解消支援地域協議会について。

第2項(3)について、以前の内容では「条例自体の検討も入るのではないかと捉えられる可能性があるため「この条例に基づく、差別を解消するために必要な施策に関する実施状況の確認及び見直しに関する提言」と文章内容を修正した。前回もお話したが、条例自体の検討、改正が必要になった場合は障がい者差別解消支援地域協議会ではなく別の検討委員会を設置する予定。

第3章については以上。

【委員長】

ありがとうございました。第3章は差別解消の内容。修正が多く入ったので、どうぞご意見をお願いします。

【委員】

第6条、虐待について消されているが、残してほしい。やまゆり園の事件と虐待を思い出す。障がい者は生きている価値がないと言われた。これは差別。差別と虐待は一緒。

【事務局】

虐待について条文から除いている理由は先ほど申し上げた通り、虐待防止法で言う虐待が市民によるものは入らず、擁護者や施設従事者、使用者によるもので、整理が難しいため。差別と虐待は一緒という意見をいただいたが、差別がエスカレートして虐待にも繋がっていくという意見だと思う。条文自体に虐待について入れることが難しくても、

「差別が虐待に繋がる」という考え方を他で示し、「だから差別をしてはいけない」とまとめられると良いと考えている。他のところに「差別は虐待に繋がる」という内容を入れるということでもよろしいか。

【委員】

はい。

【委員長】

虐待と差別の関連性について触れられるような工夫をお願いしたい。

法律としての言葉で「虐待」と言うと、「擁護者、福祉施設の職員、使用者による虐待」と、「虐待」が限定されてしまう。法律用語で「虐待」を取り扱っていると中身のすみ分けがうまくできない。今委員がおっしゃった意味がうまく反映されるように調整をしたい。

【委員】

第7条 合理的配慮の提供の場面が（1）から（14）まで書かれているが、例えば障害を理由に選挙に行くことが難しい等の場面もあるので、政治参加や司法関係の場面を入れても良いのではないかと思った。

【委員長】

司法、政治参加というところかなり守備範囲が広がる。ポイントをもう少し絞るとどの辺になるか。

【委員】

主に政治の参加。例えば、施設等に入院中の患者が選挙に行けない問題が時々出ている。大事な権利なので、そのような場面で合理的配慮が図られると良い。

【委員長】

選挙の投票については非常に具体的で、問題もこれまで生じてきているところ。事務局からコメントはあるか。

【事務局】

（14）その他のところは「ここに含まれていないものについての合理的配慮の提供」という意味で、今の意見の部分も含んでいると考えている。しかし、政治参加の中の選挙については大事なところだと思っており、条文に入れられるかももう一度市役所内部で調整をしたい。

【委員長】

その他意見はあるか。

【委員】

私の立場で言えば、コミュニケーションで困ることがある。コミュニケーションのサポートをするという内容を含めてほしい。手話通訳の派遣等も含めて考えているか。

【事務局】

第7条第1項(2)で「コミュニケーションを図るとき及び不特定多数のものに情報を提供するとき」と記載しており、こちらに手話通訳や要約筆記も含んでいると考えている。

【委員】

障がい者が必要な配慮の支援を申し出たときにスムーズに環境の整備をしてもらえるのか。誰がコーディネートをしてもらえるのか、どういう支援をしてもらえるのかということを確認したい。現状を考えて条例をつくってほしい。先ほど事務局が説明したのは当然の配慮だと思う。私が通訳を呼ぶのではなく、事業者が呼ぶという環境づくりはしていただけるのか。

【事務局】

市で行うものについては意思の表明があった場合、また意思の表明がなくてもこのような会議等では手話通訳や要約筆記者に来ていただいているが、事業者においては双方と話し合いをしていただき、過重な負担にならない範囲で対応していただくことになるかと考えている。なので、事業者が全て手話通訳等の手配をするといったところは今の段階では考えていない。

【委員】

事業者の判断ということか。

【事務局】

現状としては事業者の判断になる。もう少し環境を整えてほしいという話があれば、建設的な対話をする中で、どのような環境を整えていくのか考えていく。それが差別解消や合理的配慮の提供に繋がっていくと考えている。

【委員】

半分はわかったが、半分少し違うと思う。色々なことが起きたときに通訳がいない。例えば、イベント等の席が取りたいと思っても「聞こえないから駄目だ」と言われる。そういうときに、会社の側が通訳を派遣して会話ができるようにすることが大切。通訳を呼んでくれない状況は差別だと思っている。差別解消条例をつくるということは、そういうことまでも考えてほしい。最低限の話し合いができる環境を整えてほしい。

【委員長】

きちんと理解をして欲しいということについて、条文全体の中で「障がいのある方の事情や状況、困難についてきちんと理解をしよう」という旨をおさえている。今発言いただいたような個別の状況については、一つ一つについてこうすべきだということを条例で定めることが難しい。

ただ、この条例では第7条第2項で「市および事業者は、合理的配慮を行うにあたり、以下に掲げる事項に留意することとする」として、「(1)障がい者が必要な配慮を申し出やすい環境を整備するよう努めること」「(2)障がい者の求めを十分聞いて理解し、対応すること」という文章で、委員がおっしゃったことについて、可能な限り条文の中で抑えようとしている。

あとは個別の事情になるので、そこでの事業者とのやりとりになっていくが、「過重な負担にならない限り最大限のことをやっていく」ということでこの委員会でも事業者の方から説明をいただいた。内容的には条例としてはかなり反映できたのではないかと思っているがいかがでしょうか。

【委員】

大丈夫です。事務局の人も、皆様からの意見を聞いた上で色々なことを想定してほしいなと思っている。

【委員長】

ご意見ありがとうございました。他に意見はあるか。

【委員】

今委員がおっしゃったことについて。本当に日常で困ったことがあったんだなと思うと非常に心が痛む。第2節 差別の相談体制のところ、「事前に取り組むべきことは行ったが、それでもうまくいかない」「事業所の方とうまく話し合いが進まなかった」というときにどうすべきか、例えば手話通訳の派遣が難しい場合にはどのような別の手段があるのかということと事前に相談し、今後の生活に活かしていけるような仕組みをつくり、相互で取り組むことで色々な問題が解決していくのかなと思う。第2節の相談体制の充実が大切になっていく。

【委員長】

おっしゃる通りだと思う。

その他意見はあるか。

(特に意見なし)

それではもう少し先に進み、全体通して何かあれば戻りたいと思う。

第4章の説明をお願いします。

【事務局】

資料 14 ページ第 4 章をご覧ください。第 4 章、第 5 章をまとめて説明する。

第 14 条（1）について。理解促進のための施策について、前回市民委員より「条例の中でも重要な部分なのでもう少し理解を広めるための取り組みを具体的に書いた方がよい」と意見をいただいた。これについて、条例の文章については今のままとさせていただき、どうということを行うかということは別の資料で示させていただきたいと考えている。具体的内容は、前回意見をいただいたリーフレット、ポスター、ワークショップ、既に行っている講演会の実施や出前講座、ハンドブックの配布、たま広報、ホームページでの広報、美術作品展等の開催なども含めて全体的に普及、理解啓発を進めていきたいと考えている。

第 14 条（5）について。後ほど説明するが、第 16 条第 1 項の文言を整理したため、「必要な理解啓発の取り組みを実施する」という内容に修正した。また、庁内委員会委員より、「児童及び生徒」という表現では私立や高校も含まれるのではないかと意見があり、「市立小中学校の」という文言を加えた。

第 15 条について。言語としての手話の理解啓発として前回委員会の中で意見をいただいたが、前回と同じものを掲載している。この条文については現在調整中。ご理解いただきたい。

第 2 節 第 16 条について。（1）について、先ほど第 14 条のところでも説明したが、内容を修正した。修正後は「障害の有無に関わらず、全ての市民が個々の状況に配慮した教育を受けられるよう必要な措置を講じること」という内容。児童・生徒と限定するのではなく学校教育以外の社会教育の分野も念頭に置いて「市民」を主語としているところ、「共に学びあい、育ちあうことを基本」というように限定せず少し幅広の方向性にすることで学校教育でも社会教育でも施策展開に繋げやすくする、という理由から文言を修正した。

第 5 章の次に附則を追加した。附則の 2 番について。前回市民委員会より「条例の見直しについて記載をした方がよい」と意見をいただいた。他市の例も参考に「条例の施行後 3 年を目途として、条例の施行の状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする」という内容を加えた。

第 4 章、第 5 章、附則については以上。

【委員長】

ありがとうございます。第 4 章、第 5 章、附則について何か意見はあるか。

【委員】

第 14 条（5）「市立小中学校の」と書いてあるが、市立以外の学校も入れてほしい。全ての学校で障がい者と健常者が一緒に勉強をした方がよい。

【事務局】

第 14 条について、主語が「市は」となっているため、今は「市立小中学校」と限定した書き方になっている。事務局としても全ての学校で取り組んでいただきたいと考えており、その趣旨を入れられるかどうかもう一度事務局で確認したい。

【委員長】

この委員会では、教育のあり方について市立の学校に限定せずに皆様に意見をいただいたので、うまく反映できるように工夫をお願いしたい。

他に意見はあるか。

【委員】

第 2 条（6）市民の定義には「市内に居住、在勤、又は在学する者」とあるが、市内に在学するが私立に通う者は除いてしまうのか。

また、多摩市には都立桜の丘学園がある。都立であるが、多摩市民もいる。このあたりを整理してわかりやすく伝えられると良い。

【委員】

教育センターの者です。考え方としては大事なことだが、都の所管課との調整が必要。都立高校の差別解消法に関するガイドラインとの関連性も大切。第 4 章第 1 節 理解啓発について考えたとき、第 2 条との関連性で、市の条例に入れられるかどうかは東京都教育委員会私学局に確認が必要。確認後に事務局に返答する形でよろしいか。

【事務局】

内部での確認が不足していた。もう一度こちらの方で確認をさせていただく。

【委員長】

最終的に事務局の方で案を検討していただきたいが、教育の問題についてはこの委員会で、言葉として入れるかどうかは別にして、「共に学び合う」「共に教育を受ける」というところが強調されてきた。具体的なところで、今の委員のおっしゃるようなところで整理が必要なのであれば、基本理念等の上位のところで謳うやり方もあると思う。障害者基本法でも教育のあり方については一番上のところで「統合教育」が述べられている。できるだけこの委員会の意見が反映されるように、条文の作り込みを工夫していただきたい。他に意見はあるか。

【委員】

第 4 章第 14 条（1）について。「条例で具体的なことを書くのは難しいので別資料で提示をしたいと考えている」とあるが、ぜひ期待したい。本日追加資料として発達障害の方の啓発にセサミストリートのキャラクターが起用されたポスターとリーフレットを

持ってきたが、市民や小学生に興味を持っていただくためには、関心を持っていただけるような多摩市ならではの味が出るものがあると良いと思っている。チラシやリーフレットが病院、学校、職場、不動産業界、交通機関、駅に貼られ、多くの市民に興味を持っていただけるものを作っていたきたい。

「心つなぐ・はんどぶっく」を作っているので、QRコードなどで資料をダウンロードできたり、ホームページのリンクを貼っていただいて興味のある方がさらに深く情報にアクセスできるようなものを作っていたら多くの方に普及啓発がうまくいくのかなと思う。

【委員長】

「別資料で提示する」ということが今回の説明で2箇所くらいあった。

また、会議冒頭で私は「わかりやすい版をつくるのが前提になっている」と説明したが、条例のどこにもその旨は書いていない。これらは議事録にきちんと止めていただき、しっかり履行、実現するようにしていただきたい。

他に意見はあるか。

(特に意見なし)

全体を通して皆様の意見を伺った。最後にもう一度、全体を通して何か気が付いた事、聞き損ねていたことがあればご発言いただきたい。

【委員】

条文で終わってしまっただけではいけない。実際にどのように障がいを持たれている方の差別を解消していくかという取り組みを、私達公共交通事業者は実践している。

運転士が1人で様々なお客様を対応しており、合理的配慮という部分に関しては不安に思っている部分もあるが、不安を解消するためには、お客様のご意見を聞き、事業者としての考えや「ここはできるがここはなかなか難しい」という意見を交換することが大事だと思っている。それを今までも行っており、これからもやっていく。

感想であるが、以上のように考えている。

【委員】

本日私が事前にいただいた資料の中に前文がなかったので確認ができなかったが、来週の権利擁護専門部会で前文の内容について協議ということだが、その中で協議されたものがそのまま使われるのか。それとも12月の市民委員会でもう一度こちらに提出され、精査されるのか。

【事務局】

前文が抜けてしまい申し訳ございませんでした。11月14日の権利擁護専門部会でお話いただき、大幅な修正は難しいかもしれないが、12月の第7回の市民委員会のときに意見をいただきたいと考えている。

【委員】

資料 17 ページにある条例のタイトルについての審議はいつ行うのか。

【委員長】

本日の 2 つ目の議題として取り上げる。

今委員がおっしゃった前文について。前文は非常に重要。今回は前文案が間に合わなかったが、12 月 4 日の委員会では最終確認の段階で、あまり大きな修正は難しいとのこと。市民委員会での検討が十分できないのは勿体無いので、先ほど「今回の委員会に出せなかった意見があれば 1 週間程度の期間を設けてメールで受け付ける」という意見もあったので、11 月 14 日の権利擁護専門部会で資料が出せるのであれば、その資料を市民委員会の委員の方たちにも出して意見をいただくというような形にしてほしい。12 月 4 日の市民委員会が最終確認ではなく、11 月 14 日から 12 月 4 日までの間で市民委員会の委員にも意見をいただけるように調整をしていただけないか。

【事務局】

その様にさせていただく。今週中か来週頭ぐらいまでに市民委員の皆様へ権利擁護専門部会の方に提出する前文をメールで送付する。

【委員長】

前文についてはそのような形で皆様にも十分検討していただく手続きにしたいと思うのでよろしくお願いします。

その他に意見はあるか。

【委員】

第 15 条 言語としての手話の理解啓発について。間に合わなかったことは承知しており仕方のないことであるが、多摩市聴覚障害者協会で色々考えた結果「手話」の表記を削除したいという方針に決まった。そこを確認してほしい。

【事務局】

今回整理が間に合わずこのまま掲載しているが、次回の第 7 回の委員会に提出するときまでに調整をさせていただきたい。

【委員】

「手話」という単語を削ることについて。第 15 条の文言の中から「手話」が削除されるという解釈でよろしいか。どこの部分の「手話」が削れるのかを具体的に知りたい。

【事務局】

<p>2.(仮称)多摩市障がい者差別解消条例のタイトルについて</p>	<p>第 15 条 言語としての手話の理解啓発。委員からはこの条文全体を削除したいということでお話をいただいた。</p> <p>【委員長】 他に意見がないようなので次の議題に進む。 多摩市障がい者差別解消条例のタイトルについて。事務局から説明をお願いします。</p> <p>【事務局】 資料の 17 ページ、参考資料 1 として、東京都の近隣 4 市を除く他の基礎自治体の条例のタイトルを一覧にしている。参考資料 2 は昨年度末から実施したアンケートの中で障がい当事者に多摩市の条例の題名について聞いた項目の自由記述の一覧。これらを参考に多摩市の条例の名称について皆様で議論していただきたい。 今事務局の案として出させていただいているものが「障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」というもの。第 1 回の委員会時に市長から「カッコいいタイトルをつけてほしい」という話をいただいているので、参考資料を参考に皆様から色々な意見をいただきたい。タイトルについては本日の委員会だけでなく、次回の第 7 回の委員会の際に素案としての最終的なタイトルを検討していただければと思っている。 本日は「このような表現、言葉、文言を入れたら良いのではないか」「要素としてこういうものをもっと入れた方が良いのではないか」という意見をいただけるとありがたい。</p> <p>【委員長】 現段階では非常にオーソドックスな案が出されている。 何か意見はあるか。</p> <p>【委員】 他市は自治体の名前が必ず入っているが、事務局のタイトル案には多摩市という言葉はどこにも入っていない。入れないのか。</p> <p>【事務局】 「多摩市」を入れたいと考えていたが、今回タイトル案から抜けていた。申し訳ございません。</p> <p>【委員】 微妙な言葉の選び方になるが、「共に暮らす」ということを意識すると「共に歩むために我慢しないといけない」というように結果として他人に遠慮して自分らしく振る舞えず、窮屈な感じになることもある。その人がその人らしく生きていけることも大事にしたいので「その人らしく」「自分らしく」という言葉を入れるとイキイキとしたタイトルになるかなと思う。</p>
-------------------------------------	--

閉会	<p>【委員長】 他に意見はあるか。 (特に意見なし) すぐに意見を出すことは難しいかもしれないので、もし意見があれば後ほどメール等で受け付けるということで良いか。 それでは現段階では「多摩市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」という案をベースに、先ほど委員からいただいた意見を参考にまた案を出させていただく。 以上で本日の議題が終了した。閉会にあたり、事務局に戻す。</p> <p>【事務局】 本日はご議論ありがとうございました。今日いただいた意見などを踏まえて権利擁護専門部会や庁内委員会、自立支援協議会などでもう一度素案について最終的に検討をしていただき、次回の第7回の市民委員会に提出させていただきたいと考えている。 続いて事務連絡。 ① 次回は12月4日水曜日午後6時30分より301会議室で開催する。 ② 会議録の確認について、第5回の議事録を配布しているが修正があれば11月12日火曜日までにご連絡をいただきたい。タイトルや素案についても本日の意見以外であれば合わせて11月12日火曜日までに事務局へご連絡をいただきたい。 ③ 最初に配布したチラシについて。障がい者理解促進講演会として、今回東京ディズニーリゾート・ユニバーサルデザインの取り組みと題して株式会社オリエンタルランドの野口浩一様を講師にお迎えして講演会を開催することになりました。こちら障がい者週間に合わせて毎年行っているもので、今年度についてはユニバーサルデザインの取り組みとして市民の方や事業者の方においても参考になる内容になっている。またこの期間中に合わせて12月8日から15日まで障がい者美術作品展も併せて開催しているので是非ご参加ください。 事務局からの連絡事項は以上。</p> <p>【委員長】 それでは、以上で議題が全て終了し、事務連絡もいただいたので閉会とさせていただきます。 ありがとうございました。</p>
----	--